

健発1001第1号  
令和3年10月1日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和3年10月1日より適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いする。

なお、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)の改正が令和3年10月1日付けで施行されることとなり、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合においては、医師の立会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施することが可能となる。これを受けて今般の指針の改正では、乳がん検診の検診項目として、医師の立会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施する場合に用いる様式例として、医師以外の医療従事者による実施が可能な質問用紙(別紙1)及び、責任医師等を明示した実施計画書(別紙2)を示しているので、乳がん検診の適切な実施のために活用されるよう、重ねて、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いする。

あわせて、指針で定めるがん検診の各検診項目等について、引き続き貴管内市町村及び関係団体から対象住民に向けて適切かつ分かりやすい情報提供が行われるよう、重ねて、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いする。